

○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

厚生労働省令	県条例	県独自基準及び解釈
<p>○養護老人ホームの設備及び運営に関する基準 (昭和四十一年七月一日号外厚生省令第十九号)</p>	<p>○沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成24年12月26日沖縄県条例第79号)</p>	
<p>(非常災害対策) <b>第八条</b> 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。 2 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>(非常災害対策) <b>第9条</b> 養護老人ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。 2 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。 <u>3 養護老人ホームは、非常災害に備えるため、非常用食料等の備蓄に努めなければならない。</u></p>	<p>非常災害時には、交通インフラの寸断などにより物資の調達が困難になることが想定される。自力で避難することが困難な高齢者の入所系施設においては、利用者が施設内に取り残されることも想定されることから、食料、飲料水等の非常用食料等を備蓄することを努力義務とする規定を追加したものである。</p>
	<p>(勤務体制の確保等) <b>第24条</b> 省略 2 省略 3 養護老人ホームは、職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 <u>4 養護老人ホームは、研修の受講を希望する職員が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。</u></p>	<p>個々の従業員の資質を向上させることにより、サービスの質の向上が図られることから、研修の受講を希望する者が研修を受講できる環境整備を行うことを努力義務とする規定を追加したものであり、研修を受講する従業員が特定の職種、従業員に偏ることないように配慮すること。</p>